藤沢市立秋葉台公園他3公園の管理運営基本方針

藤沢市立秋葉台公園他3公園の管理運営業務の遂行にあたり、地方自治法および藤沢市都市公園条例等の趣旨を理解したうえで、平成 13年(財)藤沢市スポーツ振興財団事業開始からの管理実績および過去3年間の秋葉台公園他3公園指定管理者として培った経験や成果、実績を最大限に活かした施設の管理運営に努めてまいります。

これまで継続的に提供してきたサービスや事業運営によるお客様(施設利用者)の満足度向上はもとより、本市北部地域・南部地域の屋内・屋外スポーツ拠点としての役割を担ってまいります。さらには、自然と親しむ市民の憩いと潤いの場として、また広域避難場所、防災倉庫、ドクターへリ発着所等、災害時の避難場所等の拠点としての機能を有することをスタッフー同が共通認識しながら、総合運動公園としてその利用価値を高めていく管理運営を推進するとともに、市民の健康増進と生涯スポーツのサポートに努めてまいります。

秋葉台公園



辻堂南部公園



八部公園



西浜公園

